

南相馬市新市建設計画の見直しについて

1. 南相馬市新市建設計画の趣旨

南相馬市新市建設計画は、小高町、鹿島町、原町市の3市町からなる新市のまちづくりを総合的かつ効果的に推進することを目的とし、本計画の実現に努めることにより3市町の地域の特性をいかし、速やかな一体化を促進し、住民福祉の向上と新市全体の均衡ある発展、個性的で魅力あるまちづくりを目指すもの。

なお、より詳細かつ具体的な内容については、新市において作成する基本計画や実施計画などに委ねるものとなっています。

2. 新市建設計画見直しの背景と目的

東日本大震災の発生後における合併市町村の実情に鑑み、平成24年6月27日に「東日本大震災による被害を受けた合併市町村にかかる地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律」が施行され、合併特例債の発行期間について、新市建設計画を見直すことにより南相馬市をはじめ被災自治体においては10年間延長することが可能となりました。

南相馬市新市建設計画は平成17年度から平成27年度を計画期間としていましたが、平成23年3月の東日本大震災並びに原子力発電所事故により、復旧・復興事業を最優先に取り組んできたことから、平成28年度以降においても合併特例債を有効に活用しながら、3区の地域の特性をいかすとともに新市全体の一体化と均衡ある発展、個性的で魅力あるまちづくりを行うため、計画期間延長などの見直しを行うものであります。

3. 主な変更内容

- ◆ 合併特例債を有効に活用するため計画期間を10年間延長
(平成17年度から平成27年度までを平成37年度までに延長)
- ◆ 計画期間の延長にあわせた人口推計等の見直し
- ◆ 計画期間の延長にあわせた財政推計の見直し
- ◆ 現状を踏まえた必要最小限の文言の修正

変更内容詳細については別紙「新旧対照表」のとおり

【期間延長による効果】

- 東日本大震災や原子力発電所事故の影響により、期間の延長や先送りを余儀なくされた事業について、今後10年間において合併特例債の有効活用が可能となる。
- 新市として必要な事業について、交付税措置がない、又は措置率の低い起債事業について、合併特例債の活用ができることにより将来負担の軽減と必要な事業の促進が図られる。